

おくやみハンドブック

知立市

このたびのご逝去を悼み謹んでお悔やみ申し上げますとともに心からご冥福をお祈りいたします。

身近な方が亡くなられた後の手続きについては、状況等によって必要な手続きが異なります。多岐にわたる手続きですが、このハンドブックが皆様のお役に立てることを願っております。

知立市長

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/23225>



おくやみ窓口について

知立市「おくやみ窓口」では、ご家族が亡くなられた際の市役所でのいろいろな手続きを、ひとつの窓口でまとめてサポートします。ご遺族の方の負担を少なくできるようお手伝いします。

おくやみ窓口のご案内 ＜事前予約制＞

●利用時間

①午前 10 時 ②午後 2 時 ③午後 3 時 30 分 ※平日のみのご利用になります。

●場所

市役所 1 階（東側フロア）相談室
※市民課窓口へお立ち寄りください。
相談室までご案内いたします。



●利用対象者

知立市に住民登録があった方のご遺族

●持ち物

「手続きに必要なとなる主な持ち物」を各自で確認いただき、ご準備ください。
ご不明な点は、各担当課へ事前にお問い合わせください。

●委任状について

窓口にお越しいただく方と亡くなられた方とのご関係によっては、委任状が必要になる場合があります。詳しくは、該当する課までお問い合わせください。

予約方法について

ご希望日の 3 日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに、
お電話またはインターネットからご予約ください。

●お電話からの予約

予約お問い合わせ先：知立市役所 市民課 旅券庶務係（おくやみ窓口担当）
電話番号：0566-95-0188

予約時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土・日・祝日・年末年始を除く

●インターネットからの予約

【リンク URL】<https://chiryu.form.kintoneapp.com/public/chiryu-okuyami>
※ 24 時間いつでもご予約いただけます。



その他

- 内容によっては、すべての手続きが一度で終わらない場合もありますので、ご了承ください。
- 「おくやみ窓口」をご予約されていない方でも、市民課職員までお声かけください。ご自身でそれぞれの課での手続きを行っていただきますが、できるだけ負担が少なくなるようお手伝いをさせていただきます。

お問い合わせ先

市民課 旅券庶務係
〒472-8666 愛知県知立市広見 3 丁目 1 番地
市役所 1 階 1 番窓口 電話：0566-95-0124

手続に必要な主な持ち物

該当するものがあれば、ご持参いただきますようお願いします。

ご遺族の方の必要なもの

①各手続に共通して必要な持ち物

☐ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード<顔写真付>など)

②葬祭費の支給申請(支給金額 5万円)に必要な持ち物

【故人が国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者の場合】

☐ 喪主であることがわかるもの (会葬礼状や葬儀の領収書など)

☐ 喪主(葬祭執行者)の金融機関振込先口座のわかるもの

《故人が上記以外の社会保険等に加入している場合は、勤務先にお問い合わせください。》

③資格確認書等の返納(お持ちの方)、相続人代表者選任届に必要な持ち物

☐ 相続人代表者の金融機関振込先口座のわかるもの (保険料還付の際の振込先として)

《相続人代表者とは、相続人の中で相続手続きを代表して行われる方です。》

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・遺言書情報証明書<法務局発行のもの>等)をお持ちください。

④口座振替の変更に必要な持ち物

【故人と同世帯に国民健康保険加入者がいる場合】

【後期高齢者医療の保険料を故人の口座から引き落としていた場合】

【水道料金等の口座を変更する場合】

☐ 口座振替を希望する金融機関口座のわかるもの

☐ 預貯金通帳の登録印

⑤その他

窓口にお越しいただく方と亡くなられた方とのご関係によっては、委任状が必要になる場合があります。詳しくは、該当する課までお問い合わせください。

亡くなられた方のもの

☐ 国民健康保険、後期高齢者医療制度の資格確認書(お持ちの方)

※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受領証など)

☐ 介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証

☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※紛失や探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。

※保険証や資格確認書、障害者手帳など、発行元が知立市でない場合、発行元自治体でのお手続きが必要な場合があります。事前にお問い合わせください。

※印鑑登録証は自動的に廃止になります。ご自身で廃棄してください。

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードについては、亡くなられた方の相続や納税、死亡保険金の支払い等でマイナンバーが必要になる場合がありますので、しばらくの間保管していただき、必要がなくなりましたらご自身で廃棄してください。

市役所内での手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	詳細ページ
住民登録	印鑑登録をしている	●印鑑登録証（カード）の返還	☐		P7
	マイナンバーカード・通知カードを持っている	●マイナンバーカードまたは通知カードの返却・破棄	☐		P7
年金	年金を受給している	●老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金の未支給分請求 ●老齢基礎および老齢厚生・遺族厚生年金の未支給分請求 ●共済年金の未支給分請求	☐		P8・9
	年金に加入または受給していた方の遺族	●遺族基礎年金請求 ●寡婦年金請求 ●遺族厚生年金請求 ●死亡一時金請求	☐		P9～11
	厚生年金被保険者に扶養されていた配偶者（20～60歳の方）	●種別変更	☐		P11
医療保険	国民健康保険に加入している	●資格確認書等の返還（お持ちの方） ●葬祭費の支給申請 ●国民健康保険税の還付 ●資格確認書等の差し替え（お持ちの方） ●口座振替の設定 ●国民健康保険の加入	☐		P12・13
	後期高齢者医療制度に加入している	●資格確認書等の返還 ●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療保険料の還付	☐		P14

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	詳細ページ
福祉医療	福祉医療制度の受給者である	【受給している方】 ●資格喪失届 ●受給者証の返還	☐		P15
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険料の精算 ●介護保険被保険者証等の返還 ●送付先の変更	☐		P16
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更	☐		P17
	在宅高齢者福祉サービスのいずれかを利用している	●緊急通報装置の撤去・返還 ●各種サービスの停止	☐		P17～20
税金	市税を口座振替で納めている / 未納の市税がある	●口座振替の停止 ●未納の市税の納付	☐		P21
	市県民税を納めている	●市県民税の減免	☐		P21
	市内に固定資産を所有している (納税義務者 / 納税管理人・相続人代表であった)	●固定資産税における相続人代表者の届出	☐		P22
	市内に固定資産を所有している (未登記家屋を所有している)	●未登記家屋の名義変更	☐		P22

市役所内での手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	詳細ページ
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き ●名義変更	☐		P23
	三河ナンバーの軽自動車(排気量 660cc以下の三輪・四輪自動車)・普通自動車・バイク(125cc超)を所有している	●廃車手続き ●名義変更	☐		P24
子ども	児童手当等の支給対象児童または受給者である	【児童手当支給対象児童が亡くなった場合】 ●受給事由消滅または減額改定 【児童手当受給者が亡くなった場合】 ●未支払請求、新規認定請求 【児童扶養手当を受給している方】 ●未支払請求、新規認定請求	☐		P25・26
水道	水道の利用者名義人である 水道料金等の口座名義人である	●利用者変更届 / 中止届の提出 ●振替口座の変更	☐		P27
下水道	下水道に井戸水を流している	●世帯人数の変更	☐		P28
市営住宅	市営住宅・改良住宅に入居している	●市営(改良)住宅入居継承承認申請書 ●市営(改良)住宅返還届 ●同居人異動届	☐		P29・30
畜犬	犬を飼っている	●犬の登録事項変更届	☐		P31

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	詳細ページ
農地	農地を所有している	●農地法第3条の3の規定による届出	☐		P32
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している	●手帳の返還	☐		P33
	自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）を所持している	●受給者証の返還	☐		P33
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当、知立市心身障害者扶助料を受給している	●受給資格喪失の届出	☐		P33
	緊急通報システム・宅配給食・訪問入浴サービスのいずれかを利用している	●緊急通報装置の撤去・返還 ●宅配給食・訪問入浴サービス利用中止の届出	☐		P34
	特別児童扶養手当を受給しているまたは特別児童扶養手当の支給対象障害児である	【特別児童扶養手当受給者の方】 ●受給資格喪失の届出 【特別児童手当支給対象障害児の方】 ●受給資格喪失または額改定の届出	☐		P35
	障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援受給者証を所持している	●受給者証の返還	☐		P36
し尿	くみ取り式トイレを使用している	●くみ取り廃止届 ●くみ取り世帯人員等変更届	☐		P36
	浄化槽を使用している	●浄化槽管理者変更報告書	☐		P37

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしている

手続き 印鑑登録証（カード）の返還

手続き詳細	期 限
自動的に廃止になります。お返しいただくか、ご自身で破棄してください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑登録証	市民課 1 階 1 窓口 TEL: 0566-95-0152

マイナンバーカード・通知カードを持っている

手続き マイナンバーカードまたは通知カードの返却・破棄

手続き詳細	期 限
マイナンバーカードまたは通知カードは、亡くなられた方に関する相続や納税、死亡保険金の支払い等でマイナンバーの提示が求められる場合がありますので、しばらくの間保管していただき、必要がなくなりましたらご自身で破棄してください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
特になし	市民課 1 階 1 窓口 TEL:0566-95-0124

2. 年金に関する手続き

年金を受給している

手続き① 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金の未支給分請求

手続き詳細	期 限
受給者の死亡した月まで支払われるため、死亡日における未払いの年金は未支給年金として支払われます。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 本人確認種類（請求者の運転免許証等） ☐ 亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ※請求者が配偶者および20歳未満の子の場合は省略可 ☐ 亡くなられた方の住民票除票および請求者の世帯全員の住民票（続柄およびマイナンバー記載）（請求者のマイナンバーカード（通知書）があれば省略可） ☐ 受取を希望する金融機関の通帳等 ☐ 亡くなられた方と請求する方が別住所の場合は「生計同一についての様式」 ☐ 委任状（請求者以外の方が手続きをされる場合）	国保医療課 1階 2 窓口 TEL: 0566-95-0123 刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401

手続き② 老齢基礎および老齢厚生・遺族厚生年金の未支給分請求

手続き詳細	期 限
受給者の死亡した月まで支払われるため、死亡日における未払いの年金は未支給年金として支払われます。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 本人確認種類（請求者の運転免許証等） ☐ 亡くなられた方と請求する方の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ※請求者が配偶者および20歳未満の子の場合は省略可 ☐ 亡くなられた方の住民票除票および請求者の世帯全員の住民票（続柄およびマイナンバー記載）（請求者のマイナンバーカード（通知書）があれば省略可） ☐ 受取を希望する金融機関の通帳等 ☐ 亡くなられた方と請求する方が別住所の場合は「生計同一についての様式」 ☐ 委任状（請求者以外の方が手続きをされる場合）	刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401

2. 年金に関する手続き

年金を受給している

手続き③ 共済年金の未支給分請求

手続き詳細	期 限
受給者の死亡した月まで支払われるため、死亡日においての未払いの年金は未支給年金として支払われます。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
各共済組合へお問い合わせください。	刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401 各共済組合

年金に加入または受給していた方の遺族

手続き① 遺族基礎年金請求

手続き詳細	期 限
年金に加入していた方が亡くなられた場合、一定の条件があてはまる遺族への給付があります。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	5年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書のコピー ☐ 亡くなられた方の年金手帳、年金証書 ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 受取を希望する金融機関の通帳等 ☐ 亡くなられた方の住民票除票および請求者の世帯全員の住民票（続柄およびマイナンバー記載）（請求者のマイナンバーカード（通知書）があれば省略可） ☐ 亡くなられた方と請求する方が別住所の場合は「生計同一についての様式」 ☐ 委任状（請求者以外の方が手続きをされる場合）	刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401

年金に加入または受給していた方の遺族

手続き② 寡婦年金請求

手続き詳細	期 限
年金に加入していた方が亡くなられた場合、一定の条件があてはまる遺族への給付があります。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	5 年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書のコピー ☐ 亡くなられた方の年金手帳、年金証書 ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 受取を希望する金融機関の通帳等 ☐ 亡くなられた方の住民票除票および請求者の世帯全員の住民票（続柄およびマイナンバー記載）（請求者のマイナンバーカード（通知書）があれば省略可） ☐ 亡くなられた方と請求する方が別住所の場合は「生計同一についての様式」 ☐ 委任状（請求者以外の方が手続きをされる場合）	刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401

手続き③ 遺族厚生年金請求

手続き詳細	期 限
年金に加入していた方が亡くなられた場合、一定の条件があてはまる遺族への給付があります。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	5 年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書のコピー ☐ 亡くなられた方の年金手帳、年金証書 ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 受取を希望する金融機関の通帳等 ☐ 亡くなられた方の住民票除票および請求者の世帯全員の住民票（続柄およびマイナンバー記載）（請求者のマイナンバーカード（通知書）があれば省略可） ☐ 亡くなられた方と請求する方が別住所の場合は「生計同一についての様式」 ☐ 委任状（請求者以外の方が手続きをされる場合）	刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401

2. 年金に関する手続き

年金に加入または受給していた方の遺族

手続き④ 死亡一時金請求

手続き詳細	期 限
年金に加入していた方が亡くなられた場合、一定の条件があてはまる遺族への給付があります。年金事務所で相談される場合は、事前に予約してから来訪してください。 刈谷年金事務所予約専用電話 TEL:0570-05-4890	2 年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 戸籍謄本※請求者が配偶者の場合は省略可 ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 亡くなられた方の年金手帳 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票）および請求者の世帯全員の住民票（続柄およびマイナンバー記載）（請求者のマイナンバーカード（通知書）があれば省略可） ☐ 受取を希望する金融機関の通帳等 ☐ 委任状（請求者以外の方が手続きをされる場合）	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL: 0566-95-0123 刈谷年金事務所 TEL:0566-21-2110 住所：刈谷市寿町 1-401

厚生年金被保険者に扶養されていた配偶者（20～60歳の方）

手続き 種別変更

手続き詳細	期 限
厚生年金被保険者が亡くなられた場合、扶養されていた配偶者は年金の種別変更（第3号→第1号）申請が必要です。	原則配偶者の扶養を外れた日から2週間以内
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 社会保険資格喪失連絡票 ☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 基礎年金番号のわかるもの	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0123

3. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入している

手続き① 資格確認書等の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者の国民健康保険資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合、国保医療課へご返却ください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国民健康保険資格確認書等	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0123

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に5万円が申請により支給されます。	2 年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人 （請求者は喪主様になります）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主であることがわかるもの（会葬礼状や葬儀の領収書など） ☐ 喪主様名義の金融機関振込先口座のわかるもの ☐ 本人確認書類（運転免許証等）	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0123

手続き③ 国民健康保険税の還付

手続き詳細	期 限
国民健康保険の資格喪失に伴い、国民健康保険税の還付が発生する場合があります。	5 年以内
	手続き可能な人
	親族または代理人 （請求者は相続人代表者様になります）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者名義の金融機関振込先口座のわかるもの ☐ 本人確認書類（運転免許証等）	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0123

3. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入している

【世帯主が亡くなり、同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合】

手続き④ 各種証の差し替え

手続き詳細	期 限
各種証における、「世帯主氏名」を変更する必要があります。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 資格確認書	同一世帯の方
☐ 限度額適用認定証	問い合わせ先
☐ 特定疾病療養受療証	国保医療課 1 階 2 窓口
※お持ちの方のみご持参ください	TEL:0566-95-0123

【世帯主が亡くなられた場合】

手続き⑤ 口座振替の設定

手続き詳細	期 限
①亡くなられた世帯主が、国民健康保険税を口座振替にて支払っていた場合→口座振替停止届の提出が必要です。	すみやかに
②同一世帯に国民健康保険被保険者が残っており、新しい世帯主が国民健康保険税を口座振替にて支払うことを希望される場合→新たに口座振替の登録が必要です。	手続き可能な人
必要なもの	親族または代理人
☐ ①本人確認書類（運転免許証等）	問い合わせ先
☐ ②通帳またはキャッシュカード、銀行印、本人確認書類（運転免許証等）	国保医療課 1 階 2 窓口
	TEL:0566-95-0123

【社会保険加入者が亡くなり、被扶養者が加入できる保険がなくなった場合】

手続き⑥ 国民健康保険の加入

手続き詳細	期 限
加入できる健康保険がなくなった場合は国民健康保険へ加入する必要があります。	2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 社会保険資格喪失連絡票	国民健康保険に加入する方 もしくはその方の同一世帯の方
☐ 本人確認書類（運転免許証等）	問い合わせ先
	国保医療課 1 階 2 窓口
	TEL:0566-95-0123

後期高齢者医療制度に加入している

手続き① 資格確認書等の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者の後期高齢者医療資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合、国保医療課へご返却ください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 後期高齢者医療資格確認書等	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0151

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に5万円が申請により支給されます。	2 年以内
	手続き可能な人 親族または代理人 （請求者は喪主様になります）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主であることがわかるもの（会葬礼状や葬儀の領収書など） ☐ 喪主様名義の金融機関振込先口座のわかるもの	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0151

手続き③ 後期高齢者医療保険料の還付

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険の資格喪失に伴い、後期高齢者医療保険料の還付が発生する場合があります。	2 年以内
	手続き可能な人 親族または代理人 （請求者は相続人代表者の方になります）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者名義の金融機関振込先口座のわかるもの	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0151

4. 福祉医療に関する手続き

福祉医療制度の受給者である

手続き 資格喪失届・受給者証の返還

手続き詳細	期 限
後期高齢者福祉医療・子ども医療・母子家庭等医療・障害者医療・精神障害者医療の受給者証をお持ちの方は手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受給者証	国保医療課 1 階 2 窓口 TEL:0566-95-0151

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けている

手続き① 介護保険料の精算

手続き詳細	期 限
介護保険料の精算により介護保険料の還付が発生する場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者名義の金融機関振込先口座のわかるもの	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0122

手続き② 介護保険被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた被保険者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合、お返しいただくか、ご自身で破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証等の各種証	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0122

手続き③ 送付先の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住所地以外の住所へ通知等を送付する場合は申請が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	亡くなられた方の家族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 申請者の身分証明書	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0122

5. 介護保険に関する手続き

高額介護サービス費等の支給を受けている

手続き 振込口座の変更

手続き詳細	期 限
高額介護サービス費等の支給を受けている場合、振込口座を相続人代表者名義の口座に変更する必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者名義の金融機関振込先口座のわかるもの	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0122

在宅高齢者福祉サービスのいずれかを利用している

手続き ① 緊急通報装置の撤去・返還

手続き詳細	期 限
緊急通報装置が設置されている方は機器の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 緊急通報装置（およびペンダント）	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

MEMO

在宅高齢者福祉サービスのいずれかを利用している

手続き② 高齢者外出支援サービス

手続き詳細	期 限
高齢者外出支援サービスの利用券をお持ちの方は返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 利用券	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

手続き③ 訪問理美容サービス

手続き詳細	期 限
訪問理美容サービスの利用券をお持ちの方は返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 利用券	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

在宅高齢者福祉サービスのいずれかを利用している

手続き④ 福祉電話貸与

手続き詳細	期 限
福祉電話の貸与を受けている方は電話機の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 電話機	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

手続き⑤ 在宅ねたきり高齢者介護人手当

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護をしていた方で介護人手当を受給されていた方は資格喪失の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	介護人
必要なもの	問い合わせ先
特になし	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

MEMO

在宅高齢者福祉サービスのいずれかを利用している

手続き⑥ いまどこねっと登録廃止

手続き詳細	期 限
徘徊のおそれがありいまどこねっとへ事前登録をされていた方は登録廃止の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 家族・支援者
必要なもの	問い合わせ先
特になし	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

手続き⑦ 宅配給食サービス中止

手続き詳細	期 限
宅配給食サービスを受けていた方は中止の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

手続き⑧ 介護用品購入費の請求

手続き詳細	期 限
介護用品購入費の助成対象となっていた方が、亡くなられた場合は死亡した月まで支払われますので、申請してください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 購入品の領収書 ☐ 相続人または親族名義の金融機関の通帳等	長寿介護課 1 階 6 窓口 TEL:0566-95-0150

6. 税金に関する手続き

市税を口座振替で納めている / 未納の市税がある

手続き① 口座振替の停止

手続き詳細	期 限
口座振替で税金の納付をしている方が対象です。亡くなられた方および亡くなられた方名義の口座で税金の納付をしていたご親族様分の税金について、口座振替停止届をご記入いただきます。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
特になし	税務課 1 階 4 窓口 徴収係 TEL:0566-95-0117

手続き② 未納の市税の納付

手続き詳細	期 限
未納の市税がある場合は納付書をお渡しますので、指定期限内に納付いただきますようお願いいたします。(納付場所は納付書裏面に記載してあります。) なお、期限内に納付が難しい場合等何かあれば納税相談を行いますのでお気軽に以下問い合わせ先までご連絡ください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口来庁者の本人確認書類	税務課 1 階 4 窓口 徴収係 TEL:0566-95-0117

市県民税を納めている

手続き 市県民税の減免

手続き詳細	期 限
【お亡くなりになられた人の市県民税】 市県民税は1月1日時点で知立市に生活の本拠地がある人に対し、前年所得等に基づき課税されます。したがって、1月2日以降にお亡くなりになられた人に対して1年間分の市県民税が課税され、その納税義務は相続人に受け継がれます。なお、一定の要件に該当する場合に市県民税が減免される可能性がありますので、詳細は税務課市民税係にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の顔写真付きの本人確認書類 (例: マイナンバーカード・運転免許証等) ☐ 相続人と被相続人の続柄がわかるもの (例: 被相続人の戸籍謄本等) ☐ 窓口来庁者の本人確認書類	税務課 1 階 4 窓口 市民税係 TEL:0566-95-0116

市内に固定資産を所有している（納税義務者/納税管理人・相続人代表であった）

手続き 固定資産税における相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
【固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた方】 固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）時点で土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方に課税されます。相続登記（名義変更）が完了するまでの間、被相続人様にかかる相続人様の中から固定資産税上の代表者様を決めていただき、その方に翌年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付させていただきます。届出書の記入方法等の詳細は、窓口におこしいただいた際にご説明いたします。なお、土地・建物の所有権移転登記は、所在地を管轄する法務局で行います（法務局への相談は予約制）。名古屋法務局刈谷支局（TEL:0566-21-0086） また、登記に関することは司法書士にご相談ください。 愛知県司法書士会 登記・相続電話ガイド（TEL:050-3533-3707）	年内（12月末）まで ※被相続人の死亡時期により期限が変更される場合があります。
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人、共有者の認印 ☐ 相続人代表者指定（変更）届 ☐ 共有代表者設定（変更）届 ※上記届出書は、当日お渡しします。	税務課 1 階 4 窓口 資産税係 TEL: 0566-95-0148

市内に固定資産を所有している（未登記家屋を所有している）

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合に、ご名義を変更する手続きが必要です。	新名義人が決まり次第
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
（下記は一例であり、添付書類や届出書の記入方法等の詳細は、窓口におこしいただいた際にご説明いたします。） ☐ 遺産分割協議書または遺言書の写し ※ある場合に限りです。 ☐ 新名義人、相続人の方の印鑑証明書および実印 ☐ 未登記家屋の名義変更届 ※届出書は、当日お渡しします。	税務課 1 階 4 窓口 資産税係 TEL: 0566-95-0148

7. 自動車・バイクに関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有している

手続き① 廃車手続き

手続き詳細	期 限
車両を（廃棄）処分する場合は、廃車の手続きが必要です。以下の必要なものをご用意いただき、税務課市民税係窓口で手続きしてください。 ※廃車手続き後に、ナンバープレートがない状態の車両を所持することはできませんのでご注意ください。	すみやかに（4月1日時点で所有している方に軽自動車税（種別割）が課税されるため、3月31日までに手続きしてください。）
	手続き可能な人
	相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 （税務課窓口と知立市 HP にあります。） ☐ 届出者の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書（紛失された場合は窓口へお伝えください。）	税務課 1 階 4 窓口 市民税係 TEL: 0566-95-0116

手続き② 名義変更

手続き詳細	期 限
名義変更の場合は、現在のナンバープレートを返却いただき、新しいナンバープレートを交付します。窓口で手続きされる同居の相続人または親族以外の方に名義変更する場合は、新所有者本人が記入した軽自動車税申告書兼標識交付申請書が必要です。詳細は、税務課市民税係までお問い合わせください。	すみやかに（4月1日時点で所有している方に軽自動車税（種別割）が課税されるため、3月31日までに手続きしてください。）
	手続き可能な人
	相続人または親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書および軽自動車税申告書兼標識交付申請書（税務課窓口と知立市 HP にあります。） ☐ 届出者の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書（紛失された場合は窓口へお伝えください。） ※相続人以外の方に名義変更する場合は、必要な書類が異なるため市民税係までお問い合わせください。	税務課 1 階 4 窓口 市民税係 TEL: 0566-95-0116

三河ナンバーの軽自動車（排気量660cc以下の三輪・四輪自動車）・普通自動車・バイク（125cc超）を所有している

手続き 廃車手続き・名義変更

手続き詳細	期 限
手続きの窓口は、車種により異なります。 ○ 軽自動車（排気量 660cc以下の三輪・四輪自動車） 手続き先：軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 TEL：050-3816-1772 住所：豊田市若林西町西葉山48番地2 ○ 普通自動車・バイク（125cc超の軽二輪・小型二輪） 手続き先：愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2047 住所：豊田市若林西町西葉山46	すみやかに（4月1日時点で所有している方に軽自動車税（種別割）が課税されるため、3月31日までに手続きしてください。）
	手続き可能な人 それぞれの機関にお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ それぞれの機関にお問い合わせください。	軽自動車検査協会・ 愛知運輸支局

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当等の支給対象児童または受給者である

【児童手当支給対象児童が亡くなった場合】

手続き① 受給事由消滅または減額改定

手続き詳細	期 限
児童手当支給対象児童が亡くなった方のみである場合は受給事由消滅届のご提出が必要であり、他に児童手当の支給対象児童がいらっしゃる場合は児童手当減額の額改定届を提出いただきます。	すみやかに
	手続き可能な人
	児童手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きされる方の本人確認書類	子ども課 2 階 13 窓口 TEL: 0566-95-0120

【児童手当受給者が亡くなった場合】

手続き② 未支払請求、新規認定請求

手続き詳細	期 限
児童手当の未支払の手当がある場合は、未支払請求書を提出いただくことで未支払分の手当を支給します。未支払の手当の支給先は、児童手当支給対象児童に限ります。また、今後の児童の監護・養育者をお伺いし、その方に改めて児童手当の新規認定請求を行っていただきます。	すみやかに
	手続き可能な人
	新たに支給対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 支給対象のお子様名義の口座のわかるもの ☐ 手続きされる方の本人確認書類 等 ※詳しくは子ども課窓口にご相談ください。	子ども課 2 階 13 窓口 TEL: 0566-95-0120

【児童扶養手当等を受給している方】

手続き③ 未支払請求、新規認定請求

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の未支払の手当がある場合は、未支払請求書を提出いただくことで未支払分の手当を支給します。未支払の手当の支給先は、児童扶養手当支給対象児童に限ります。また、今後の児童の監護・養育者をお伺いし、児童扶養手当制度等のご案内をします。	すみやかに
	手続き可能な人 新たに支給対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 子ども課窓口でご相談ください。	子ども課 2 階 13 窓口 TEL: 0566-95-0120

MEMO

9. 水道に関する手続き

水道の使用者名義人である、水道料金等の口座名義人である

手続き① 使用者変更届 / 中止届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人であり、水道を引き続きご使用になる場合は使用者変更届、中止する場合は中止届の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	水道課 2 階 11 窓口 TEL:0566-95-0132

手続き② 振替口座の変更

手続き詳細	期 限
支払者の変更で口座振替を希望される場合は「知立市税等口座振替依頼書」の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 口座振替を希望する預貯金通帳 ☐ 預貯金通帳の登録印	水道課 2 階 11 窓口 TEL:0566-95-0132

10. 下水道に関する手続き

下水道に井戸水を流している

手続き 世帯人数の変更

手続き詳細	期 限
井戸水を使用していて、公共下水道に接続している世帯の方が亡くなった場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	下水道課 2 階 12 窓口 TEL: 0566-95-0159

MEMO

11. 市営住宅に関する手続き

市営住宅・改良住宅に入居している

手続き① 市営（改良）住宅入居承継承認申請書

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が契約者であり、同居していた方がいる場合は承継 手続または返還手続が必要です。承継は一定の要件を満たす必要が あります。	承継の理由発生後30日 以内
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 承継の原因を証する書類 ☐ 承継する世帯全員の住民票 ※承継を承認できない場合がありますので、 建築課窓口でご相談ください。	建築課4 階 20 窓口 TEL:0566-95-0156

手続き② 市営（改良）住宅返還届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が契約者であり、同居していた方がいない場合は住宅の 返還手続が必要です。住宅の返還は原状復旧、鍵の返還をもって完了し ます。それまで家賃が発生しますのでご承知ください。	建築課窓口でご相談くだ さい。
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 建築課窓口でご相談ください。	建築課4 階 20 窓口 TEL:0566-95-0156

手続き③ 同居人異動届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が契約者以外である場合は同居人異動届の届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民票の除票	建築課4 階 20 窓口 TEL:0566-95-0156

MEMO

12. 畜犬に関する手続き

犬を飼っている

手続き 犬の登録事項変更届

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられた場合、所有者の変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	環境課 2 階 7 窓口 TEL:0566-95-0154

MEMO

13. 農地に関する手続き

農地を所有している

手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
登記地目もしくは現況が農地の土地を亡くなられた方から相続等により権利取得された場合は、法務局で所有権移転を行った後に手続きが必要です。	相続後概ね 10 か月以内
	手続き可能な人
	相続人 ※委任状があれば受任者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続登記済みの土地登記事項証明書の写し ☐ 印鑑（認印） ☐ 委任状（相続人以外が提出の場合）	経済課 2 階 8 窓口 （農業委員会事務局） TEL:0566-95-0153

MEMO

14. 障がいに関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している

手続き 手帳の返還

手続き詳細		期 限
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた場合は、各種手帳を返還してください。		すみやかに
		手続き可能な人
		親族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 各種手帳	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118	

自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）を所持している

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）の返還

手続き詳細		期 限
自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）を所持していた場合は、死亡日をもって使用できなくなります。医療機関で医療費の精算が済んだ後に、各種受給者証を返還してください。		すみやかに
		手続き可能な人
		親族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 自立支援医療受給者証	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118	

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当、知立市心身障害者扶助料を受給している

手続き 受給資格喪失の届出

手続き詳細		期 限
手当を受給していた場合は、資格喪失届を提出してください。		すみやかに
		手続き可能な人
		親族
必要なもの	問い合わせ先	
☐ 同一世帯の親族名義の預金通帳	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118	

緊急通報システム・宅配給食・訪問入浴サービスのいずれかを利用している

手続き① 緊急通報装置の撤去・返還

手続き詳細	期 限
自宅に設置してあります緊急通報装置およびペンダントを撤去し、返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 緊急通報装置（固定型・携帯型・通信機能搭載型） ☐ ペンダント（固定型・通信機能搭載型のみ）	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118

手続き② 宅配給食・訪問入浴サービス利用中止の届出

手続き詳細	期 限
宅配給食サービス利用中止申請書または訪問入浴サービス事業利用登録廃止届を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118

14. 障がいに関する手続き

特別児童扶養手当を受給している
または特別児童扶養手当の支給対象障害児である

【特別児童扶養手当受給者の方】

手続き 受給資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
手当を受給していた場合は、資格喪失届を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	受給資格者に配偶者がいる場合は配偶者、いない場合は親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 配偶者等の預金通帳	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118

【特別児童手当支給対象障害児の方】

手続き 受給資格喪失または額改定の届出

手続き詳細	期 限
手当の対象児童が亡くなられた場合は、資格喪失届または額改定届を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	受給資格者
必要なもの	問い合わせ先
特になし	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援受給者証を所持している

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業を利用していた場合は、受給者証を返還してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 各種受給者証	福祉課 1 階 5 窓口 TEL:0566-95-0118

15. し尿に関する手続き

くみ取り式トイレを使用している

手続き ① くみ取り廃止届

手続き詳細	期 限
非水洗もしくは簡易水洗トイレを使用していた方が亡くなられた場合には廃止もしくは世帯人員の変更が必要になる場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	環境課 2 階 7 窓口 TEL:0566-95-0126

手続き ② くみ取り世帯人員等変更届

手続き詳細	期 限
非水洗もしくは簡易水洗トイレを使用していた方が亡くなられた場合には廃止もしくは世帯人員の変更が必要になる場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
特になし	環境課 2 階 7 窓口 TEL:0566-95-0126

15. し尿に関する手続き

浄化槽を使用している

手続き 浄化槽管理者変更報告書

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者が変更になった（亡くなられた）場合、30日以内に【浄化槽管理者変更報告書】を西三河県民事務所環境保全課にご提出ください。また、世帯主が変更となる場合、浄化槽清掃等の管理している知立衛生株式会社にも併せてご連絡していただく必要があります。	30 日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 浄化槽管理者変更報告書	西三河県民事務所 環境保全課 TEL:0564-27-2876 知立衛生 株式会社 TEL:0566-81-1426

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

市役所外での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

手続きの種類	主な手続き	該当	済	お問い合わせ先
生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	☐		加入している生命保険会社
預貯金口座	口座凍結解除手続き	☐		各金融機関 等
株式等	名義変更	☐		各証券会社 等
遺言書	保管	☐		名古屋法務局 刈谷支局 刈谷市若松町一丁目46番地1 (刈谷合同庁舎) TEL:0566-21-0086
遺言書(自筆)	検認(開封)	☐		名古屋家庭裁判所 岡崎支部 岡崎市明大寺町字奈良井3番地 TEL:0564-51-8972
固定電話・ 携帯電話	契約継承・解約	☐		各契約会社 等
インターネット	名義変更・解約	☐		各契約会社 等
NHK受信料	名義変更・解約	☐		フリーダイヤル TEL:0120-151515 有料ダイヤル TEL:050-3786-5003
電気・ガス料金など	名義変更・解約	☐		領収書に記載されている会社および 営業所

手続きの種類	主な手続き	該当	済	お問い合わせ先
クレジットカード	解約	☐		各契約会社 等
ケーブルテレビ	名義変更・解約	☐		各契約会社 等
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	☐		名古屋法務局 刈谷支局 刈谷市若松町一丁目46番地1 (刈谷合同庁舎) TEL:0566-21-0086
国税関係 (相続税、 所得税、消費税)	相続税・所得税・ 消費税申告	☐		刈谷税務署 刈谷市若松町一丁目46番地1 (刈谷合同庁舎) TEL:0566-21-6211
国債を所有してい た方	記名変更・償還金受領	☐		償還金支払場所または証券保険証 書に記載の郵便局
運転免許証	—	☐		安城警察署 TEL:0566-76-0110

MEMO

相続税について

相続税は、亡くなられた人から相続や遺贈によって取得した財産や相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 = 3,000 万円 + (600 万円×法定相続人の数)

相続税が課される場合、財産を取得された人は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい人は、次の相談窓口などをご利用ください。

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）には、相続税の概要を説明したリーフレット・相続税の具体的な計算方法・申告書記載内容などの様々な情報を掲載しているほか、インターネット上の相談室「タックスアンサー」もございますのでご利用ください。

電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署（知立市の場合は刈谷税務署）へ電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。自動音声案内で「税金に関する一般的なご質問やご相談」は「1」を選んでいただき、その後相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」につながり国税局の職員が対応します。

刈谷税務署 TEL：0566-21-6211（年末年始除く平日8時30分～17時）

税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことは原則できません。税理士等をお探しの人は、日本税理士会連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト（<https://www.zeirishikensaku.jp/>）※1」で、税理士等の検索ができるほか、お近くの税理士会などが行っている相談会※2もご利用ください。

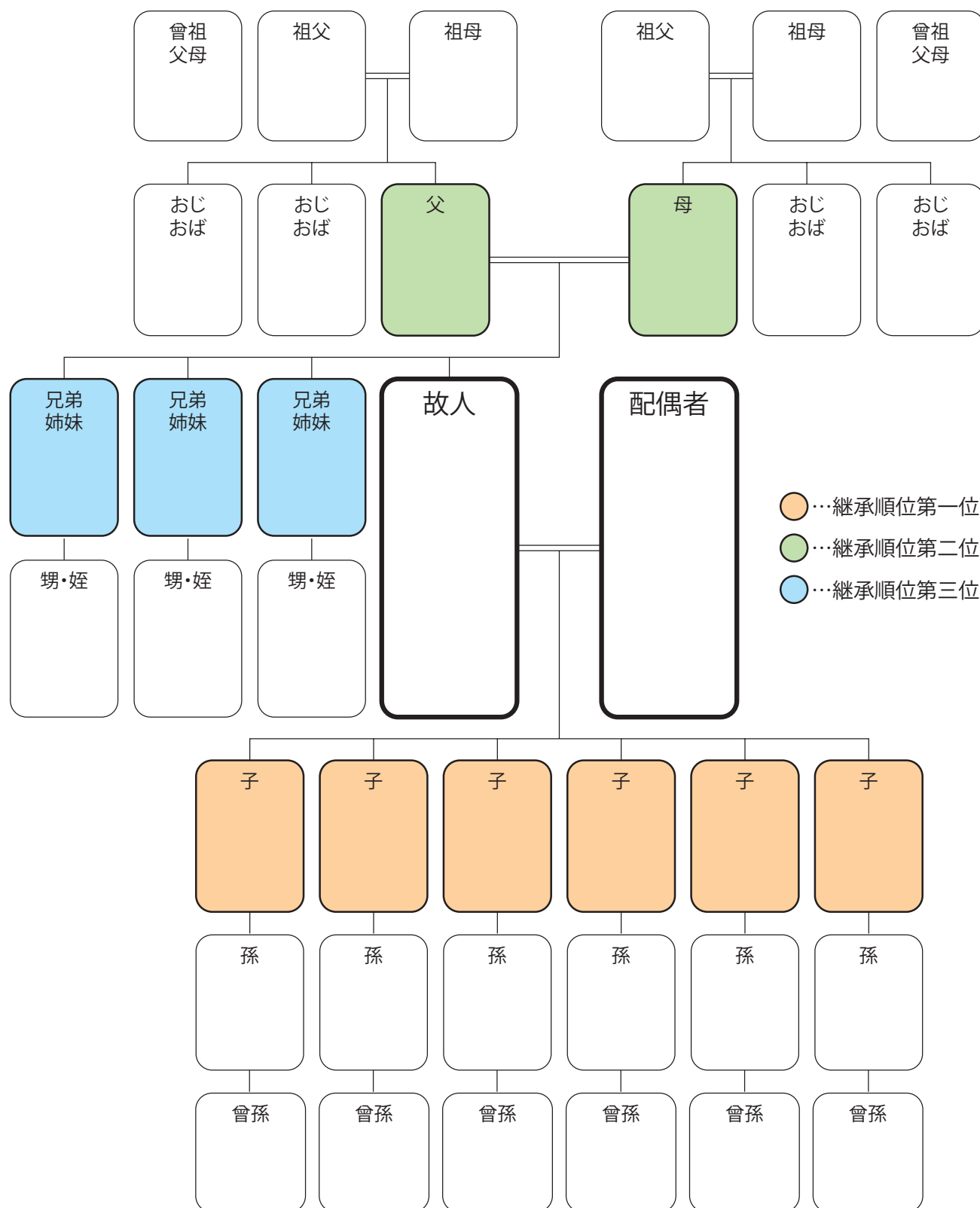
税理士情報検索サイト

※1 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

※2 知立市では、税理士による無料税務相談を行っています。詳しくは税務課市民税係へお問い合わせください。

このページの記載内容は発行日時点の情報につき、最新のものは税務署や税理士にご確認ください。

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

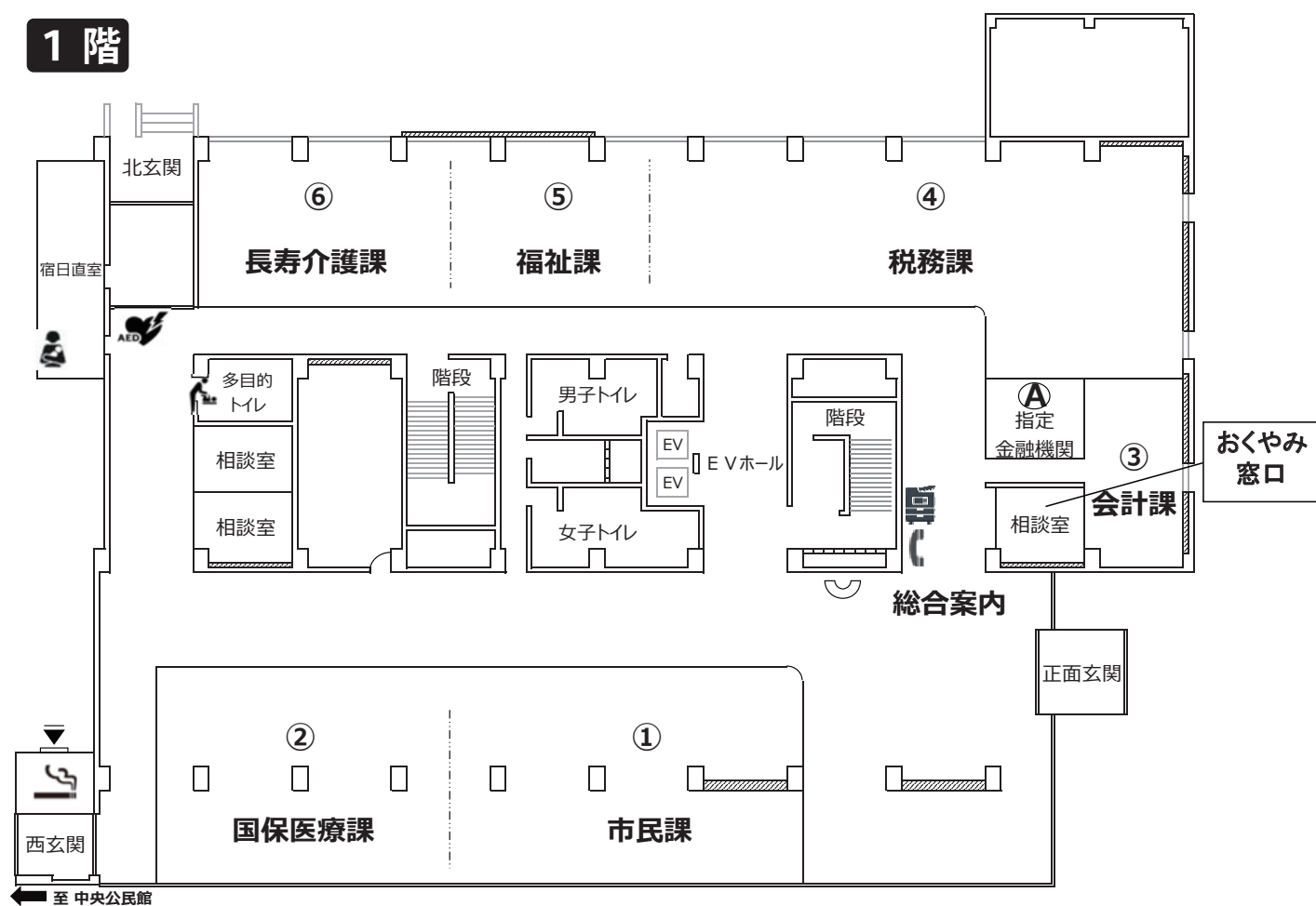
市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

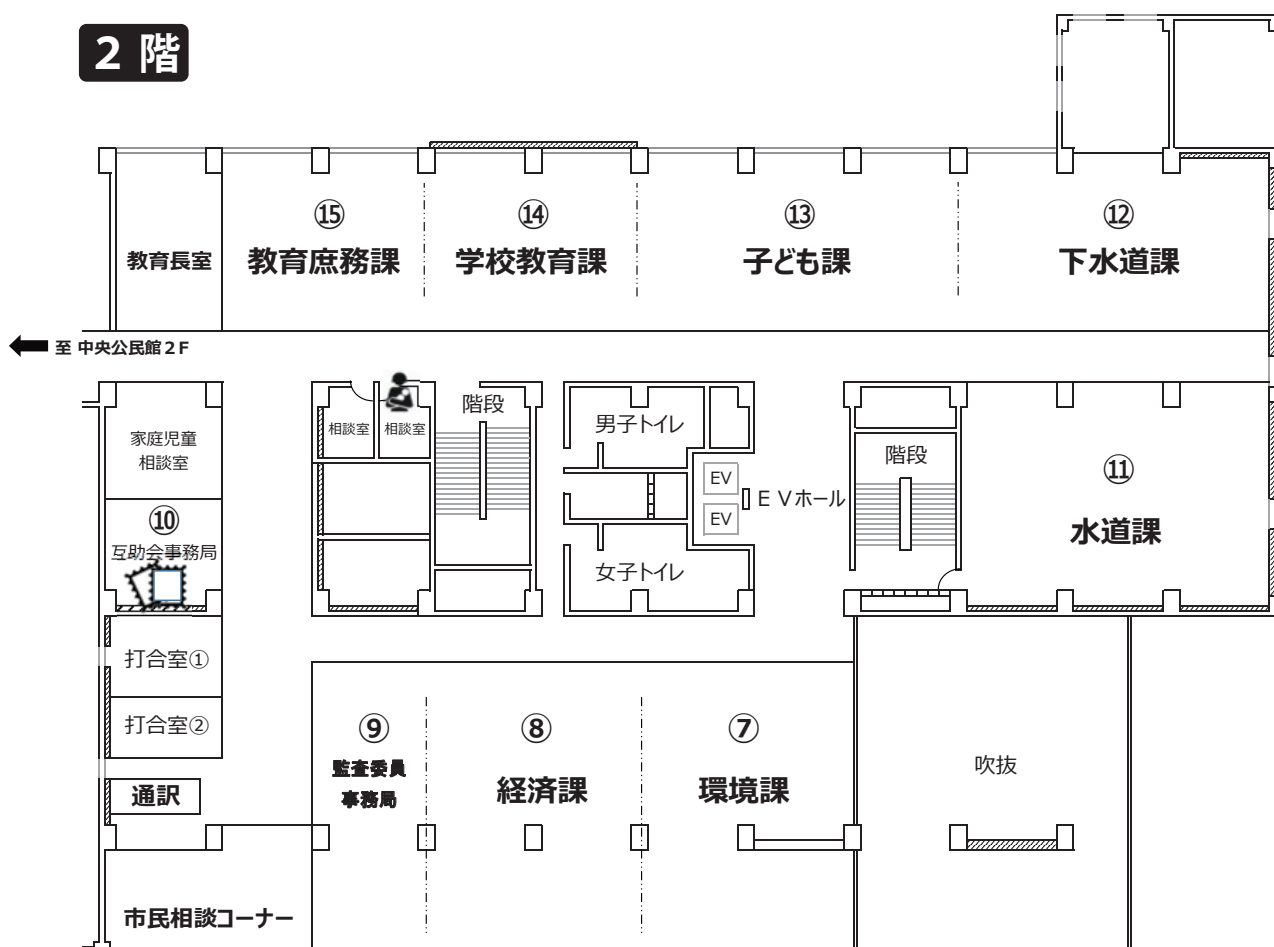
知立市役所 庁舎案内図

1 階

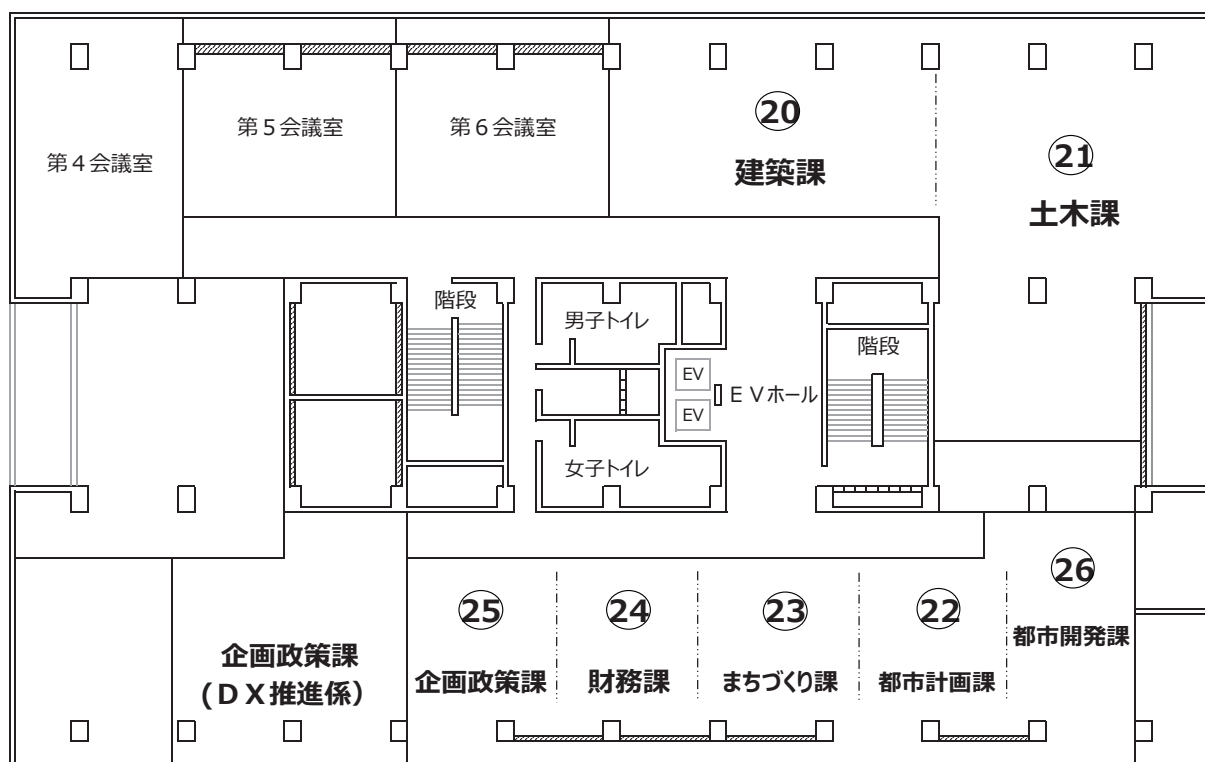


-  コピー機
-  公衆電話
-  授乳スペース
(赤ちゃんの駅)
-  おむつ替え
-  喫煙所
-  切手・収入印紙販売

2 階



4 階



MEMO

発 行 知立市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025 年 9 月

